

備をすすめる。横浜との市境道路（久末地域）の危険な箇所には街路灯を増設する。

45 蟹ヶ谷三番地の久末方面への通り抜け道路の安全対策を、地域住民（横浜市を含め）と協議の上、早期に解決する。

46 上作延地域から緑ヶ丘霊園への避難路の整備をひき続き行う。

47 市営住宅の空き駐車スペースを訪問する方が使用できるようにする。市営住宅のバリアフリー化を進める。特に、和風トイレの洋風トイレ化を早期に進める。

48 新作・末長・上作延地域に公園の設置をすすめる。上作延地域で、ボール遊びができる公園を増やし、トイレの整備を進める。

49 橋中学校区に市民館・図書館分館をつくる

50 子母口こども文化センターの物置、廊下に手洗い場を、梶ヶ谷こども文化センターのトレーニング室に冷房を整備する。こども文化センターのトイレの洋式トイレを増やす。

51 平瀬川護岸工事について、周辺住民の住宅については、事前、事後の家屋調査を実施して、損傷については十分な補償を行う。県に対して、補助金の申請を行い、早期の完成を目指す。

52 久末配水塔跡地について、民間に貸し出さず、子どもや誰もが使える広場、防災のための公園にする。

53 矢上川、有馬川の豪雨、洪水対策について、豪雨に

対応できる配水管の整備と必要な箇所に監視カメラなどを設置する。県に対して地下調節池の住民説明会と早期の完成を要請する。

54 都市計画道路・宮内新横浜線（子母口工区）について、信号や横断歩道の設置、児童の安全確保など、住民の要望を聞きながら推進する。

55 リニア中央新幹線のトンネル工事（高津区）について、ルート上のボーリング調査の実施、ルート上の住民に十分な説明をすること。十分なボーリング調査、住民の了承のない工事は中止をすること。

56 中原街道（野川高津工区）の拡幅工事について、住民の生活や業者の営業の補償、工事の賠償を十分に行うこと。

## 〔五〕宮前区

（一）鷺沼駅前地区の再開発事業は事業計画の見直しが行われ、昨年12月に見直し案が出しましたが、超高層タワーマンション計画に変更はありませんでした。この事業には、多額の補助金や市が公的施設を取得するなど、総事業費の半分近くが公的資金で支えられることが想定され、しかも、超高層マンション、都市機能の集積を図ることで、局地的な人口増加、それによる保育施設、教室施設などの不足を生み出すと同時に、

周辺区域の行政サービスのインフラ整備が追いつかなくなり、地域生活環境を悪化させるとともに、行政サービスの平等性を損ね、地域間格差を生み出すものとして、計画の抜本的見直しを求める。

① 鷺沼駅前地区再開発にあたっては、近隣の環境に配慮したものと、超高層タワーマンションの計画は見直す

② 「鷺沼駅周辺再整備に伴う公共機能に関する基本方針」は見直し、現在の区役所、市、民館、区役所は存続させる。区民は、今まで区役所等の移転について、賛否を問われたことはなく、区民の総意が示されていません。市として、区内住民全員を対象としたアンケート調査を行い、区民の意向を把握する。

③ 市は、公共施設の移転について、直接区民に説明をしたことはありません。総合的判断を示した市長は、区民への説明責任を果たし、市長出席の下、市民説明会を開催する。

④ 区内には、市民交流施設、文化施設、子育て支援施設が不足していることから、鷺沼駅前には区役所出張所、図書館・市民館分館を整備する。

⑤ 向丘出張所については、区役所移転に係わらず、子育て・高齢・障がいの窓口を設置するなど、建て替えも含め、区役所機能の充実を図る。合わせて、図書機能を充実する。

⑥ 現在の区役所までのアクセスを改善するため、鷺沼駅からのバス路線の整備を行う。

⑦ 現在、コロナ後の社会の変化を見据えた事業計画の見直しが事業者によって行われているが、見直しの計画の提出にあたっては、市民にいち早く説明会を開き、説明するとともに、改めて、環境アセスメントでの公聴会、都市計画変更の説明会を開催する。

(2) 鷺沼4丁目開発に住民の声を反映する

① 設計・建設にあたっては、地元の声を十分反映できるよう、地元住民との協議の場を設ける。

② 緑地広場をできるだけ大きく整備し、管理運営にあたっては、地元住民が参加できるようにする。

③ 市道鷺沼13号線の歩道未設置区間の歩道整備を行い、安全対策を講じる。

④ 校舎建設にあたっては、説明の通り3階建てを超えない建築計画にする

⑤ 周辺の桜は地域の大切な景観を作ってきた。桜は保存し、景観を守る。

(3) 交通の利便性・安全性の改善に向けて

① 鷺沼駅前広場再整備にあたっては、現在の区役所までのアクセスを改善するため、鷺沼駅からのバス

路線の整備を行う。

- ② 宮前区役所及び周辺公共施設への交通アクセスの改善を図る。五所塚地域から区役所行きバス（蔵敷経由）が出来たが、遠回りになってしまうので、南平経由のバス路線を新設する。野川地域、鷲ヶ峰・菅生が丘地域からの改善の検討を引き続き行なう。

- ③ 野川南台地区のコミュニティ交通に対して、運行経費・車両の買い換え費用などに対し、財政的支援を行う。また、道路環境を整備するなど、事業化に向けた支援を行なう。

- ④ 平地域では、コミュニティ交通「つばめ号」の実験運行が11月から始まりました。ドライバー以外6人乗車となっているが、乗りの残しが出ないよう、9人乗りなど車両の大型化を行う。本格運行の際、運行経費への財政的支援を強化する。

- ⑤ 区役所へのアクセス改善を行なう有馬・東有馬地区のコミュニティ交通を早期に実現するよう、運行経費に対する財政支援を実施する。

- ⑥ 向ヶ丘遊園駅～たまプラーザ駅のバス便の運行時間帯の拡充、バス便の増便を行う。聖マリアンナ病院～鷲沼駅のバス路線も時間帯を拡げ、実施する。

- ⑦ 柿生線、犬蔵線、鷲沼線をはじめとして、朝のラッシュ時や雨天時の乗り残しを解消するため、実態調査を行ない、増便・増車・ダイヤ改正を至急検

討する。梶が谷駅と溝の口駅を結ぶ溝23系統を神木本町まで延伸する。

- ⑧ 東急田園都市線・大井町線の鷲沼駅までの複々線化計画を促進し、混雑解消を図る。

- ⑨ 宮前平駅をより使いやすい駅にするため、以前あった郵便局のATMの設置、バスの乗車場所の電子案内板など、利便性の向上を図る。

- ⑩ 宮崎台駅前の交通混雑解消のため、駐車スペースの確保を行なう。駅前広場のバリアフリー化を進めるために、バスターミナルから広場に至る段差にスロープをつける。

- ⑪ 障害のある方にも利用しやすい町にするため、公共施設周辺や福祉施設周辺のバリアフリー化及び、安全歩行の総点検を障害のある方たちともに行なう。宮前平駅前から区役所に至る横断歩道にエスコートゾーンを設置する。

#### (4) 災害に強い街づくりのために

- ① 鷲沼駅周辺道路は軟弱土壌を含むため、地震災害時に通行が可能な可能性があることが指摘されている。周辺道路のボーリング調査を行い、災害時の被害状況を予測する。

- ② 宮前区防災計画の見直しを進め、最大の被害想定に見合った防災備蓄ができるようにする。

③ 市の管理する土砂災害警戒区域への対策を講じる。民有地についても、補助金制度の周知など危険な擁壁の改修を進める。

④ 集中豪雨などが頻発する現状に見合った下水道計画になるよう、時間降雨量52ミリの基準を見直す。新たな宅地開発を行なう場合には、時間降雨量52ミリを超える雨量にも耐えうる整備を行なうよう指導する。

⑤ 宮崎排水路の整備を引き続き行なう。

⑥ 下水道の幹・枝線工事を促進し、普及率を引き続き高める。平瀬川、矢上川、有馬川の水質浄化と水量確保対策を具体化する。親水化事業については、関係住民の意見や要望を積極的に反映させる。

#### (5) 子どもがのびのび育つ環境を

① 保育園の待機児解消に向け、新設・増設に引き続き全力をあげる。防衛省の用地を活用するなど、菅生地域の保育園不足を解消する。

② 鷺沼子育て支援センターにおいて、一時保育事業を行えるようにする。そのため、専任職員の配置を行なう。

③ 青少年の家の冷房設備の更新を行う。プレイルームやエントランスの冷房効果が出るように改善する。

④ 小・中学校の窓ガラスの清掃を、3年に一度から

1年に一度は実施する。

⑤ 小学校・中学校の体育館の冷房化を事業化する。

⑥ エレベーターの未設置校では、設置をする。

⑦ 人口増による教室不足が懸念される犬蔵中学校は、建て替え、または改築計画をつくる。

鷺沼小学校、土橋小学校では、教室不足が推定されている。具体的な対策の協議を始める。

⑧ 中学校給食は教育の一環として位置づけ、自校方式（小学校との連携も含め）を犬蔵中学校だけでなく、他校にも普及できるように条件整備を行なう。先生方の負担を軽くするために、それぞれの学校に必要な配膳員を配置する。

⑨ 自主学童ホールの運営費への補助を実施する。直営・自主運営を含め、すべての小学校区で学童保育が利用できるよう、「わくわくプラザ」とは区別した、学童保育事業を進める。

⑩ 「学童保育事業」が整備されるまでの間、「わくわくプラザ」において、学童保育の対象児童が放課後さびしい思いをしないように、2クラス分のスペースが確保できているところは、条例に従い、対象児童に対する専用室・専任職員を配置し、学童保育の機能が果たせるようにする。また、鷺沼・宮崎・野川小のようにスペースが利用児童数に合わず狭隘な施設は、引き続き場所の確保に努める。

⑪ 雨の日でも遊べるログハウスを東高根公園に整備

できるだけよう県と協議する。

(6) 公的な住環境の整備を

- ① 老朽化した市営住宅の建て替え計画を前倒しし、進捗を早める。築40年以上経過している南平耐火、初山、宮崎、南平第2、有馬第1、高山、有馬第2、西野川、有馬第3、菅生耐火では、建て替えを急ぐ。
- ② 市営住宅の建て替えにあたっては、住民の要望をよく聞き取るとともに、生活環境があまり変わらぬよう配慮する。高齢者や障害者の場合、引っ越し作業を事業者に依頼せざるを得ず、費用もかさんでしまう。このような場合でも、個人の負担が生じないよう移転費用を支給する。
- ③ 高山団地の17号等は、建替えにより居住環境が損なわれた部屋がある。住み替えの要望があった場合、市の負担で住み替えられるようにする。
- ④ 地震災害への予防策として、家具の転倒防止が有効とされている。市営住宅内でも、家具の転倒防止対策の啓発を行なう。
- ⑤ 住民の高齢化も進んでおり、エレベーター化を案件のあるところは、早急に進める。
- ⑥ 有馬・高山・野川・清水台・鷲ヶ峰・菅生・南平などの市営住宅の雨漏りや結露防止策を引き続き進める。アルミサッシ化、集中アンテナ化など、大規

模修繕の年次計画を促進する。県と協議し県営住宅の改善を促進する。

- ⑦ 高齢者向けの「グループ・リビング」への設置・運営に対する、補助制度をつくり、整備促進を図る。

(7) 環境破壊・工事公害等の懸念があることから、リニア新幹線の整備に反対する

- ① リニア新幹線工事は、東京外環道で陥没事故や地中の空洞化を招いたシールド工法と同様な工法であり、自己鯨飲と言われている。さまざまな地質調査（ボーリング）で工事を行おうとしている点も共通しています。市は事業者に対し、国の技術指針で望ましいとされる100mから200mに1か所の地質調査を行わさせる。
- ② 地下40mとはいえ、所有権は消滅する事は無く、地権者の許可無く利用されることは「財産権の侵害」にあたる事を当該地権者に市として周知する。またJR東海に対して、すべての地権者から了解を得るように要求する。
- ③ 事業者の説明会では、24時間連続した掘削作業を行うとしている。東京では、振動・騒音のため、夜間の作業が中止された経過があり、本市の工事においても、夜間工事は行わないよう事業者に求める。
- ④ リニア新幹線は宮前区を通過するが、周辺の電磁

波の影響、地下水への影響など、環境に与える影響の調査が不十分であり、改めて環境影響評価を行うよう、J R東海に対して要請すること。

⑤ 調布市では、工事による被害が広範囲でみられることから、希望する周辺住民の家屋調査を行うようJ R東海を指導する。

⑥ トネル工事の建設残土を用いて東扇島の堀込部を埋め立るとのことですが、堀込部は貴重な埋め立て用地であり、将来の公共の建設残土や焼却灰の埋め立てに残すべき場所である。リニア新幹線工事の建設残土の受け入れは行わない。

#### (8) 乱開発から住環境を守る

① 鷺沼駅前再開発の37階建てと20階建ての超高層マンション計画は中止し、計画を変更するように事業者に求める(再掲)

② 大規模マンションが建設されても、保育施設や地域コミュニティ施設の整備が行われていない。指導を強化し、地域環境に負荷をかけないまちづくりを進める。

③ マンション建設に伴う、日照被害、騒音被害など地域トラブルが後を絶たない。住民間の協議がしっかり行われるように、開発事業者の説明責任を果たせるよう、説明会などの指導を行い、紛争解決に

あつたては、住民の立場で丁寧に対応する。

④ 初山1丁目の宅地造成にあつては、住民の声が反映されるよう事業者を指導する。

⑤ 宅地造成にあつては、防災の観点から、より安全な事業となるよう、事業者の指導を行なう。

⑥ 開発の規制基準を、意図的にわずかに下回り、規制を逃れるような工事については、その規模に見合った雨水貯留施設や公園など環境対策を講じるよう指導し、協力を仰ぐ。

#### (9) 緑地を守る、公園の整備を進める

① 宮前区には生産緑地が多く、生産活動だけでなく環境保全の大切な役割を果たしている。生産緑地が宅地化されぬよう、農業支援を充実する。市民農園など市民参加で農地を守る取り組みを進める。

② 市民農園の利用期間を2年から5年に延ばす。待機解消は、箇所数を増やすことで改善する。

③ 農地、斜面緑地、山林の保全策を、買い取りを含め抜本的に強化する。野川地域に自然歩道の設置を進める。

④ 小台公園・平4丁目公園など、子どもの利用が多い公園については、簡易トイレを含め、トイレの設置について、近隣住民と協議する。

⑤ 小台西公園は昼間でも薄暗く利用し辛い。照明施

設の増設を行う。

- ⑥ 野川地区など公園ゼロ地域をなくすため、低未利用地の活用など、早期に整備を進める。
- ⑦ 宮崎第4公園の斜面緑地を保全する対策を講じる。
- ⑧ 宮崎第7・第4公園を少年野球やソフトボールグラウンドとして整備する。
- ⑨ 有馬こども公園のグラウンドを水はけの良いものに整備する。また、東側ネットを高くする。
- ⑩ 五所塚第1公園は地名の由来となった塚がある歴史的公園として位置づけ、それにふさわしい維持管理を行なう。
- ⑪ 生田緑地ゴルフ場の市民開放（凧上げ・写生会・休場日の開放など）を広く市民からの意見をもとに、充実させる。
- ⑫ 東高根広場の水はけよいグラウンドに引き続き整備し、その面積を広げる。
- ⑬ 公園施設を見直し、ゲートボールなどの運動ができる広場をつくり、チャイム付き時計塔など整備する。また、防災放送システムの設置をすすめる。公園の階段、遊具、外灯、ごみ箱、樹木の剪定、砂場など定期点検を強化する。
- ⑭ 戦争遺跡を含む歴史的遺産の調査・保存を行なう。
- ⑮ 自然を生かした、自然に親しむ公園として、菅生緑地の整備を促進する。

(10) 安心できる住環境のために交通安全

- ① 小学校周辺の交通安全対策を進める。とりわけ、神木本町4丁目、5丁目から主要地方道子母口宿河原線に至る狭隘な道路は、かねてから指摘されており、引き続き警察署とも協力して、安全対策を進める。
  - ② 向丘保育園周辺の交通安全対策を進める。
  - ③ 有馬第2住宅内の4つ角に点滅信号を設置する。
  - ④ 有馬第2団地前バス停横の交差点に信号機の設置を行なう。
  - ⑤ 土橋交差点の区役所よりの十字路は横断者が多く、横断歩道の設置を行う。
  - ⑥ 水道通りの菅生5丁目竹中医院駐車場角のT字路は交通量も多く危険、信号の設置など安全対策を講じる。
  - ⑦ 長沢交差点の歩行者用の信号機の設置を行なう。
  - ⑧ ゆりかご通りの安全対策を図るとともに、将来、電柱の埋設化を検討する。
  - ⑨ 子母口宿河原線の神木天満宮バス停付近の四つ角に歩行者用信号機を取り付けるよう県に要請する。
- (11) 生活道路や歩道の整備・維持・管理が行き届いたまちに

- ① 市道鷺沼―久末線の整備を早期に実現する。
- ② 菅生、犬蔵、初山、野川、馬絹地域における生活道路の整備と安全対策を引き続き促進する
- ③ 初山1丁目17から15にかけての道路の凹凸が激しく、舗装し直す。
- ④ 街路樹の更新については、地元とよく協議をして、植え替えを進める。
- ⑤ 剪定をきめ細かく行ない、落ち葉の清掃など歩行者の安全を確保する。
- ⑥ 尻手黒川道路の東名高速川崎インターチェンジ付近の歩道は根上がりなどで危険。改修する。
- ⑦ けやき平の歩道の根上がりがひどく、安全な歩行ができない。早急に改善する。

(12) 道路・鉄道公害から環境を守る

- ① 向ヶ丘遊園駅菅生線の整備にあたっては、大型車両の進入の規制を行なう。
- ② 第三京浜、国道246号線、尻手黒川道路など主要幹線道路環境測定を引き続き実施し、住民の意見をもとに道路公害防止策を進める。
- ③ 東名高速道路・国道246号線の騒音対策の未実施区間に遮音壁などの設置を国・道路公団に実施させる。架橋の耐震対策を急ぐ。
- ④ 第三京浜野川インター計画は中止し、道路予定地

を市民の利用施設などにあてる。

- ⑤ 梶ヶ谷貨物ターミナルの騒音対策を引き続き進める。(再掲)
- (13) 障がいを持っていても、安心して暮らせるために
- ① 障害のある方にも利用しやすい町にするため、公共施設周辺や福祉施設周辺のバリアフリー化及び、安全歩行の総点検を障害のある方たちとともに行なう。宮前平駅前から区役所に至る横断歩道にエスコートゾーンを設置する
  - ② 鷺沼駅周辺再整備事業におけるバリアフリー対策等については、障がい者団体からよく意見を踏まえ、計画に反映させる。
  - ③ 精神・身体・知的のそれぞれの障害者が地域で生活できるよう、地域の作業所・通所・入所施設・グループホームが存続できるよう、補助を増額する。
  - ④ 障がいのある方の居場所づくりを進める市民団体やNPO法人等の運営費を補助する。
  - ⑤ 障がいのある中・高校生の放課後の居場所である、タイムケア事業を充実する。
  - ⑥ 施設入居者の通院や買い物など移動を円滑に進めるための支援策を充実する。
  - ⑦ 障がい者の認定区分については、実態を反映したものとなるよう、区としても十分な審査を行なう。



#### (14) コミュニティの場の整備

- ① スポーツセンターへの送迎バスなど区内各地域からの利便性を高める。
- ② 地域のコミュニティの場として、憩いの家・老人福祉センターの夜間開放を進める。
- ③ 田園都市線沿線地域に特別養護老人ホームを建設する。
- ④ 宮前平中学校区、馬絹地域などに老人憩いの家を早期に建設する。デイサービス施設の併設をあわせて検討する。
- ⑤ とりわけ、野川地域に交流施設がなく、この地域にコミュニティセンターを設置する。
- ⑥ 鷺沼駅周辺再整備事業にあたっては、市民が交流できるスペースを整備する。

#### (15) 商業の活性化のために

- ① 区内への大型店の出店を規制し、商店街活性化対策を抜本的に強化する。
- ② 鷺沼駅周辺再整備事業にあつたては、文化交流施設などを整備し地域の賑わいを創出する。
- ③ 空き店舗対策の補助を増額し、事業の推進を図る。
- ④ 街路灯のLED化を支援する。電気料の補助を増

やす。器具の更新に対する補助を行う。希望する商店会には、ESCO事業への切り替えを行う。

### 〔六〕多摩区

(1) 「水と緑のまち多摩区」にふさわしい環境と史跡の保全を

1 区内に残る緑地を保全するため、保全策がとられていない緑地を明らかにしてそれぞれの対策を明確にする。西生田4丁目の緑地を特別緑地保全地区に指定する。

2 生田緑地や小沢城址など、多摩区内の樹林地で進行するナラ枯れ対策の予算と規模を広げ、被害を最小限にする。

3 多摩川の護岸整備については、洪水対策を最優先に行うとともに、豊かな自然が残るよう国と協議しすすめる。

4 稲田多摩川公園はスポーツ広場として多くの市民が活用できるよう、使用団体等の意見を取り入れながら、水洗トイレや水飲み場の整備を行う。

5 多摩川河川敷に設置されたスケートボードパークについて、ごみ処理など、利用マナーを取り決め、周辺住民や多摩川河川敷利用者に周知する。

6 国の登録文化財である二ヶ領用水の遊歩道は、市